

北海道大学 アイヌ・先住民研究センター ニューズレター

第2号

AYNU TEETAWANOANKUR KANPINUYE CISE SONKO
アイヌ テエタワノアンクル カンピヌイエ チセ ソンコ

アイヌ・先住民研究センターニューズレター第2号ができました。

第1号の発行後も、当センターは、アイヌ民族をはじめとする先住民族の研究者や専門家をお招きし、様々な分野の講演会やシンポジウム等を実施してまいりました。そこで、本号では、それらのイベントから、日本におけるアイヌ民族の社会的地位の向上に関連する講

演会の内容をご紹介します。正確に、わかりやすくお伝えしようとした結果、文字ばかりの紙面になってしまいましたが、最後まで目をとおしていただければ幸いです。

また、札幌市内に遺るアイヌ民族の文化遺産を発見し、それを学生や市民の皆さまに発信する試み、ヘリテージツーリズムの取り組みもご紹介します。

■ センター叢書第2巻刊行のご案内

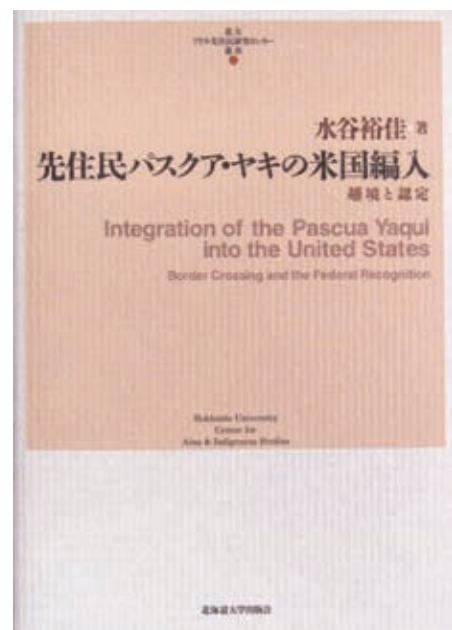
2012年3月30日に、北大アイヌ・先住民研究センター叢書第2巻『先住民パスクア・ヤキの米国編入—越境と認定』が北海道大学出版会より刊行されました。著者は、昨年度まで当センターで博士研究員として活躍し、現在は東洋大学社会学部社会文化システム学科で助教を務めておられる水谷裕佳さんです。

ヤキは、アメリカとメキシコ両国に跨がって暮らす先住民族ですが、そのうち、アメリカに居住し、合衆国政府によってトライブと認定されたヤキの人びとをパスクア・ヤキといいます。本書は、このようなパスクア・ヤキの人びとが法的、社会的、文化的にアメリカ先住民という枠組みに編入されていく過程を、「エスニック・スタディーズ」の観点から詳しく紹介するものです。

「エスニック・スタディーズ」とは、①フィールド調査、②心理学的実験、③数量的調査、④出版物の内容分析等をとおして、エスニシティの形成過程、民族集団間のつながり、政治と民族の関わり、民族に対するステレオタイプ、差別等の課題を研究する学問です。

水谷さんは、先住民として括られる人びとの多元性を認識する、先住民をめぐる複雑な諸事情を明らかにしようとする、あるいは合衆国政府によって認定されたトライブの政治的主権や民族的自決権を尊重する、と

いったアメリカの先住民研究の特色に配慮しながら、歴史関連資料と法律関連資料の分析、およびフィールド調査をとおして、パスクア・ヤキが合衆国政府によってトライブと認定された理由や経緯、そのことのヤキ社会への影響を明らかにしています。



※ 定価は、5000円+税です。当センターでは販売しておりませんので、ご注文はお近くの書店、もしくは北海道大学出版会（E-mail: hupress_1@hup.gr.jp）までお願いします。

■ これまでのイベント

佐藤幸治先生講演会 『日本国憲法と先住民族であるアイヌの人びと』

2011年10月13日に、京都大学名誉教授で、日本を代表する憲法学者である佐藤幸治先生をお招きして、『日本国憲法と先住民族であるアイヌの人びと』と題した講演会を実施しました。

佐藤先生は、2008年7月に内閣官房長官の諮問機関として設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の座長をお務めになったこともあり、アイヌ民族に関する国の認識を確認したいと思われた方も多かったのか、講演会には、北海道大学の法学部生や法科大学院生ばかりでなく、多数の一般市民の方々も足を運んでくださり、会場は、講演前からかなりの熱気に包まれました。

■ 講演内容のご紹介

佐藤先生からは、有識者懇談会の報告書の特徴に関するお話と、アイヌ民族が先住民族であるということ、日本国憲法との関係においてどのように理解すべきか、ということについてお話がありました。その内容を簡単にご紹介します。

.....

(1) 有識者懇談会報告書の特徴

有識者懇談会報告書には以下の3つの特徴があるように思います。

第1は、報告書においてアイヌの人びとの歴史について述べ、しかも歴史を評価することを躊躇しなかった、ということです。これまでの審議会の報告書では、歴

史を評価することはもちろん、歴史的経緯を説明することさえも避けるのが一般的でした。ですから、有識者懇談会が報告書全42頁のうち16頁を歴史的経緯とその評価に割いているのは、異例なことです。

歴史の評価は、立場によって異なり、戦後の歴史に限定したところで、それを総括することは大変な作業です。にもかかわらず、有識者懇談会がアイヌをめぐる歴史的経緯の説明と評価に踏みこんだのは、この報告書が一般の国民にアイヌの厳しい歴史を知ってもらう貴重な機会になると考えたから、そして、歴史の評価を躊躇しては、アイヌ政策の方向づけができないと考えたからです。

先住民族であると認めることの意義とは

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する（以下、省略）。

日本国憲法13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第2は、こうした歴史的評価を踏まえて、国には先住民族であるアイヌの文化復興に配慮すべき強い責任がある、と明言していることです。

そして第3は、報告書でも使われているアイヌ民族の「文化」というのは、言語、音楽、舞踏、工芸等だけでなく、土地利用の形態等を含む、民族固有の生活様式の総体という広義の意味である、と報告書に明記したことです。また、「文化の復興」というのは、過去の状態を回復するという意味ではなく、国がアイヌ文化の復興に配慮するにあたっては、現代を生きるアイヌの人びとの具体的な声に耳を傾けることが重要だと指摘しています。有識者懇談会は、アイヌの人びとが現在では他の日本人とほぼ変わらない生活を営んでいることに対して、アイヌ民族の生活様式等の伝統を踏まえつつ、それを基礎として新しいアイヌ文化を創造していく、過去から未来へとつながる視点が重要である、と考えたわけです。

(2) 日本国憲法から見た先住民族

日本国憲法の前文は、英語では「We, the Japanese people,」という文章で始まっています。そのまま訳せば「われら日本国民」です。他方、憲法13条は、すべての国民が個人として尊重されると定めています。このように、日本国憲法が「国民」という場合、「1人ひとりの国民」がいると同時に、「われら日本国民」がいる。「国民」には大きく分けてこの2つの次元があるわけです。

個人としての国民について、憲法が個人を尊重すると定めている意味は、1人ひとりの人間が人格的に自律した存在である、やや文学的にいえば、自身が「自己の生」という物語の作者であって、私の人生は、他の誰でもない私のものである、ということです。日本国憲法は、人がそのような自律の存在として自己を主張し、そのような存在としてあり続ける上で重要な権利を包括的に保障している、と考えられるわけです。

他方、憲法は、そういう基本的人権の担い手である1人ひとりの国民が共生できる国家のあり方をも保障しています。これは、憲法を創り、運用するのは主権をもつ「われら日本国民」である、つまり、日本国憲法は「われら日本国民」の協働的行為の所産である、という憲法のそもそもの性質から導かれるものです。

しかし、憲法制定から60年以上が経過し、憲法を制定した当時の人びとのほとんどが、今は亡くなっておられるかもしれません。われわれが、昔の人びとの創った憲法に従わなければならないのは、憲法には理性に基づく意見によって国家を統制するという原理が組み込まれている、つまり、憲法は国家を統制するものとして持続しなければならない、と考えられているからです。ただし、過去の国民によって創られた憲法が現在の国民を拘束する。このことが許されるのは、現在の国民が人格的に自律した自由な主体として自己統

治を成しうる場合のみです。「われらとわれらの子孫のためにこの憲法を制定する」というのは、このような意味なのではないか、と考えています。

さて、このような日本国憲法とアイヌ民族との関係について考えるにあたっては、3つの次元があると思います。第1は、「われら日本国民」としてアイヌという先住民族の存在を確認し、その共生の途を探るということ。第2は、「われらアイヌ民族」といった共同体的な観念が成立しているというように考えるということ。そして第3は、アイヌ民族に属する1人ひとりの自律的生について考えるということです。

第1の次元について、有識者懇談会は、アイヌ民族を先住民族として認めています。「われら日本国民」には、多数民族である国民と先住民族である国民という、2種類の国民が日本に存在することを明確に認めたということです。そして、異なる文化を有する2つの民族が「われら日



本国民」としてお互いの文化を尊重すべきことを明確にしました。日本の近代化の過程で、先住民族であるアイヌの人びとは、深刻な打撃を受けました。このような背景から、国にはアイヌ「文化」に取り組むべき重い責任があります。言い換えれば、「われら日本国民」にはその責務があるわけです。したがって、われわれは、アイヌの人びとのたどった厳しい歴史と現状につ

日本国民として アイヌ民族として 個人として

いて理解を深める必要があります。そして、展開されるべきアイヌ政策は、アイヌの人びとの将来に向けた根本的で総合的なものでなければならないと思います。

第2の「われらアイヌ民族」の観念については、アイヌの人びとに、アイヌ民族としての誇りや尊厳を高めるために何をすべきか、という意味の集約能力を高めていただく必要があると思います。わたしたちアイヌのことをわたしたちアイヌで決められるようにしよう、ということです。しかし、アイヌ以外の人たちにも開かれたコミュニケーションの場というものは維持していただきたいと切に思っています。

そして第3の1人ひとりのアイヌについては、アイヌならばこうでなければならない、というのではなく、1人ひとりのアイヌがそれぞれの能力を発揮できるような環境をつくるのが大事だと思います。アイヌの人びとも、1人ひとりの生きがいはそれぞれ異なるでしょう。アイヌの人びとが1人ひとり元気を出して活躍されることが、ひいてはアイヌ民族の民族としての誇りを高めていくことになる、と考えているところです。

懇談会の報告書は、アイヌの人々の尊厳と生活の向上に身を捧げた遠星北斗が「アイヌと云ふ新しくよい概念を 内地の人と与へたく思ふ」と詠み、昭和4年に27

歳の若さでこの世を去った、ということに触れて、次のように結んでいます。「今、われわれは、アイヌの人々と正面から向き合い、アイヌの人々が『先住民族』として誇りを持って積極的に生きることのできる豊かな共生の社会を現実のものとしようとする新たな局面に立っている」。東日本大震災は、誠に悲劇的でしたが、「われら日本国民」が大震災の悲劇から立ち直るとともに、アイヌ民族の人たちとの豊かな共生の確かな道を見出すならば、そこに新しい日本、あるいは「われら日本国民」の可能性というものを見出すに違いない、と思っております。



※ 先生のご講演は、当センターからブックレットとして刊行される予定です。刊行日等が決まりましたら、当センターのホームページ等でお知らせいたします。

文責：落合研一

ルーカス・スウェイン先生講演会 『マイノリティとシティズンシップ』



2012年3月29日に、アメリカ合衆国のダートマス大学政治学部からルーカス・スウェイン (Lucas Swaine) 教授をお招きして、『マイノリティとシティズンシップ — 「少数派」であること、「国民」であること』と題した講演会を実施しました。

■ 講演内容のご紹介

スウェイン先生からは、民主主義とイス

ラム教の両立可能性について、そして、その議論を手がかりとして、アイヌ民族が十分に社会に参加しうる方途についてのお話がありました。

.....

(1) 民主主義とイスラム教

現代世界では、民主主義とイスラム教との社会的・政治的緊張が深刻な問題となっています。民主主義国は、イスラム教徒に対する寛容や尊重を欠いていると批判されており、実際に欧米の民主主義国において、イスラム教徒は差別や不信に直面しています。イスラム教徒が市民として受容され、民主的な政治プロセスに参加することは可能でしょうか。そこでまず、民主主義とイスラム教は両立できない、という見解について考えてみます。

イスラム教に関する識者には、イスラム

教は「全体主義的イデオロギー」であり、「個人の権利という観念を許容していない」と説く者もいます。しかし、民主主義国に暮らしているイスラム教徒は、通常の政治プロセスに参加する能力を有し、実際にそれを行っています。また、最近のイスラム教徒に対する調査によれば、アラブ諸国における権威主義体制への支持は高くなく、ほとんどがテロリズムに反対しています。さらに、イスラム教の教義も、必ずしも民主主義と相容れないものとは思われません。イスラム教は、教徒が政府の活動を監視し、批判することを認めています。政府が法を犯した場合、教徒は服従を拒否できます。また、教徒それぞれが良心に従った結果として生じる意見の不一致は有益である、とも考えられています。イスラム教は、自分に敬意を示す相

民主主義とイスラム教は両立できるか

手に対して自分も敬意を示すよう命じています。市民相互の尊敬に基づく対話は、民主的社會がうまく機能するために重要ですが、イスラム教が相互の尊敬、理性的な討議を支持している以上、イスラム教徒が民主主義国において政治プロセスに参加することも十分に可能はずです。

もっとも、イスラム教徒は、同性愛、妊娠中絶や離婚に対する寛容を否定する傾向にあり、女性の社会的地位も低く抑えられています。こうした保守的なイスラム教徒の存在は、民主主義国に暮らし、シティズンシップを獲得しようとしているイスラム教徒の足枷となっています。しかし、ほと

んど民主主義国も、当初は様々な不平等や不寛容を当然視していたのであり、時代を経るにつれてそれらが次第に改善されていった、ということに注意する必要があります。また、民主主義国の寛容な法律を支持できないイスラム教徒であっても、政府が許容すべき考え方は多数存在する、という考え方を支持することは、可能だと思われます。したがって、「良心の自由」という民主主義的価値が受け入れられ、自らの意思で様々な政治的決定に参加し、また離脱する自由が保障されている限り、民主主義とイスラム教は両立しうる、と考えています。

(2) アイヌ民族の社会参加

アイヌ民族のシティズンシップについて、忠誠心、同化、歴史的不正義の記憶という3つの観点から検討してみましょう。

まず、忠誠心についてお話しします。これは、アイヌ民族の誠実な成員であることと国民であることが矛盾するかどうか、という問題です。これについては、4つのことを指摘しておきます。

第1に、ある人がその人生において複数の忠誠心をもつことは、論理的矛盾でもなく、道徳的にも問題ありません。複数の共同体に忠誠心や愛着を感じることは可能であり、実際、ほとんどの人びとが家族、会社、地域社会といった様々な共同体に愛着をもっています。

第2に、民主主義国では、マイノリティの成員であることと国民であることの両方を大切にしている人びとがいます。そして、そのようなマイノリティは、その集団の尊重すべき個性を維持しながら、同時によき国民として社会に参加しています。他方、こ



シティズンシップ

社会学や政治学において頻繁に登場するこの用語には、様々な意味が含まれています。ここでは、「ある共同体において、その成員として認められた人びとに与えられる政治的、社会的地位」、あるいは「ある共同体において一人前の人間として扱われる身分」という意味で用いられています。

民主主義

「みんなのことをみんなで決める」という原則を民主主義といいます。「わたしたちのことをわたしたちで決める」と説明してもいいでしょう。しかし、そこには「わたしたち」とは誰か?という重要な問題が隠れていることに注意すべきです。

のことをより可能にするためには、国家がマイノリティに対して差別や不信の眼差しを向けるのではなく、様々な文化的差異を称賛すべきです。カナダの連邦政府は、シーク教徒がカナダ連邦警察に就職する際に、シーク教徒の請願活動を受けて、制帽やヘルメットの代わりに伝統的なターバンを着用することを認めました。こうしてシーク教徒は、その固有性を維持しつつ国民として国家に包摂されているのです。

第3に、マイノリティの価値観が国家の価値観と調和できるかが重要です。それと同時に、マイノリティの価値観は、マジョリティのものと同質にならない、と認識しておくことも大切です。民主主義がうまく機能するのに、国民がみな同質でなければならぬわけではありません。文化的マイノリティの主要な価値観がマジョリティのものと類似していれば、それで充分とすべきです。画一的な市民を期待するのは不合理ですし、文化的・血縁的な絆

を称賛するようなマイノリティの成員を政治的連帯に含めることはできない、と考えることもまた不合理です。

第4に、深刻な差別に直面してきたマイノリティは、自らの力のみでよき国民になれるわけではありません。マジョリティは、政治的プロセスに参加する平等な機会、経済的に成功する平等な機会、市民相互の包摂が保障される社会的地位、すなわち完全なシティズンシップをマイノリティが獲得できるように支援するべきです。

以上のことから、アイヌ民族が政治参加や社会的・経済的格差をめぐり、機会均等や社会的包摂を要求していることは適切だと思われます。日本におけるマジョリティは、そうした要求を尊重すべきであり、アイヌ民族と国家に対する二重の忠誠心について懸念したり、懸念するふりをしたりすべきではありません。

次に、同化についてです。これは、アイヌ民族の独自性を強調することが逆にアイ

アイヌ民族がシティズンシップを獲得するには

ヌ民族の周縁化につながってしまうのではないか、という懸念に係わる問題です。

第1に、アイヌ民族が文化的伝統を復活させることは、シティズンシップの獲得とはまったく別の問題です。アイヌの人びとが民族の伝統的な教えを学び、慣習を称賛するとしても、それをマジョリティへの脅威だとみなす必要はありません。

第2に、独自の文化を復活させることが差別の解消やシティズンシップの獲得に資するかどうかは、アイヌの人びとが求める「アイヌであること」の意味によります。アイヌであることが自身のアイデンティティに深く根ざしており、独自の文化の復活を切望しているならば、シティズンシップの獲得に資するかどうかにかかわらず、アイヌの人びとは文化の復興に邁進するでしょう。他方、差別の解消やシティズンシップ獲得のために伝統的文化を復活させるというならば、それが実際に差別の解消につながるかは明らかではありません。しかし、復活させる伝統的文化の要素から優れ

た道徳的価値が見出されるならば、その復活を批判することは困難になるでしょう。したがって、アイヌ民族の価値観が民主主義に適合的なものであり、日本国憲法に抵触するものでもなく、むしろそれが民主主義にとって、あるいは日本の社会に有益であると強調することによって、シティズンシップの獲得を目指すべきです。また、マジョリティのほとんどがアイヌの伝統的価値観を知らないならば、マジョリティにそれを正しく理解してもらうことが重要です。

最後に、歴史的不正義の記憶について検討することにしましょう。

よき国民ならば、歴史的不正義の問題にこだわるべきではない、という保守的な見解があります。その問題にこだわるならば、日本国民に恥をかかせ、国民の統合を損ねることになってしまう、という主張です。

歴史的不正義の記憶に対処する場合、事態の改善に焦点を当てることなく、過去の忌まわしい出来事を指摘し続けることは、避けた方がよいでしょう。人びとは、

歴史的不正義は克服できる、と考えたがるものです。歴史的不正義を指摘し続けるだけでは、それを克服しようとする努力が無駄であるかのような印象を与え、マジョリティに敬遠されてしまうかもしれません。過去の忌まわしい出来事を議論の俎上に載せるならば、そのことの意味、議論すべき理由を明らかにすべきです。

より望ましい方途は、歴史的不正義の結果としてもたらされた現状を改善するために何がなされるべきなのか、なぜその改善に日本政府や国民が手を貸さなければならないのか等について、適切な道徳的あるいは法的理由を示すことです。また、マイノリティが現在も周縁化によって危機的状況にあり、マジョリティによる適切な措置がなければ、その状況が深刻化し続ける、と指摘することも有効だと考えられます。

.....

■ クローズアップ

北海道の文化遺産をめぐる ヘリテージツーリズム

ヘリテージツーリズムってなんだろう？

ヘリテージとは、英語で「受け継がれる遺産」という意味です。過去の先代から現在のわたしたち、そして未来の子孫へと継承すべき歴史的・文化的価値があると、集団や社会によって認められたものがヘリテージです。それは、世代を超えて歴史的・文化的価値を継承する「意志」である、ということもできるかもしれません。

そして、ツーリズムとは、旅行者はもちろん、地域社会をとりまくあらゆる人びとに、「現場での実体験」、「知識」、「感性による親しみ」等をとおして、未来へと継承すべき文化遺産にアクセスしてもらうた

めの方法のことです。

少し難しい説明になるかもしれませんが、この2つの言葉の意味を合せて考えてみると、ヘリテージツーリズムとは、そこを訪れる人びとにとっては、そうした文化遺産と地域社会の人びととの多様な関係性について理解を深める行為であり、地域社会の人びとにとっては、文化遺産の「わたしたち」にとっての意味を見つめ直し、その価値を訪れる人びとに理解してもらうことをとおして、「わたしがわたしである」意味を支えるひとつの積極的な理由として位置づけていく行為である、ということができるでしょう。

北海道のツーリズムの問題ってどんなこと？

北海道は、日本国内からだけでなく、中国や台湾をはじめとした諸外国からも大勢の人びとが訪れる一大観光地となっています。旅行会社のパンフレットやガイドブックには、あたかも人の手が入っていないかのような「雄大な自然」とか、明治時代以降の開拓の歴史ばかりを強調した「フロンティア精神」といった言葉がならんでいます。でも、北海道には、明治時代よりもはるか昔から暮らし続けてきた人びとがおり、数千年にわたる文化の蓄積があるのです。

明治時代以降の開拓という歴史は、北海道の歴史のごく一部にすぎません。そして、いうまでもなく、現在の北海道の文化の基礎には、開拓以前の文化があるわけです。それがアイヌ文化であり、こうした先住民族文化を理解し、尊重することなく、フロンティア精神やロマンばかりを宣伝して観光客を呼び寄せようとするならば、北海道の歴史や文化を歪めて伝えてしまう危険性があります。

ですから、わたしたちには、アイヌ民族の歴史や文化から紡がれる北海道の歴史や文化をもっと知る必要があります。そして、北海道にたくさんある歴史的・文化的遺産の意味を見つめ直すべきでしょう。つまり、ヘリテージツーリズムを実践する必要があるのです。さらに、そうした歴史的・文化的遺産の重要性を評価する際には、アイヌの人びとの「意志」も重視しなければなりません。

要するに、北海道のツーリズムにおいては、未来へと継承すべき文化遺産とは何かを明らかにし、適切な管理によって文化遺産の保護にも配慮しながら、そうした文化遺産へのアクセスを保障し、アイヌ民族の、あるいは北海道の文化遺産の価値や重要性を、正確に、親しみをもって、訪れる人びとに伝えられるような観光プログラムを検討する必要があります。当センターでは、兼務教員の山村高淑准教授を中心に、そのモデルプランを研究しています。

札幌駅周辺のヘリテージツアーにしてみました



アイヌ民族の祖先の住居址が遺る 北海道大学植物園

北大植物園は、1886年に完成しました。園内からは、約1000年前のものと思われる擦文時代の住居址が見つかっています。写真の建物は、1882年に建造された日本最古の博物館です。



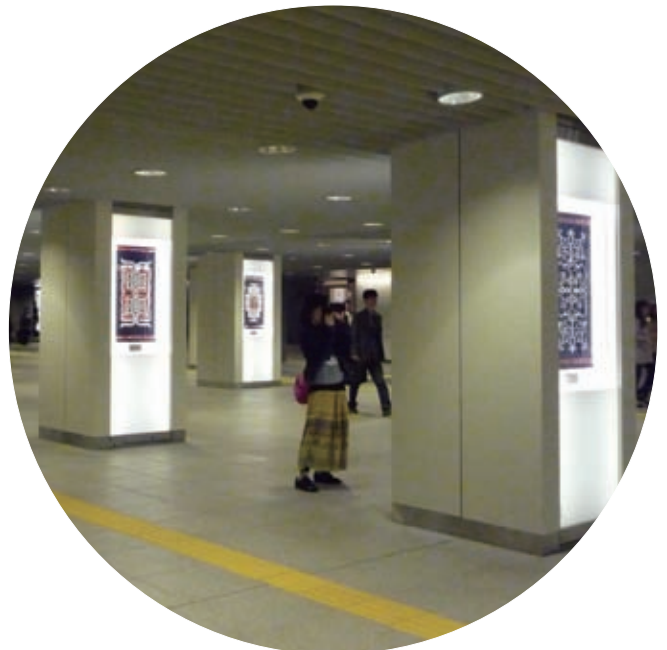
開拓の歴史の光と影が感じられる 旧北海道庁

旧北海道庁内には、1階に「北海道立文書館」が、2階には「樺太関係資料館」と「北海道の歴史ギャラリー」があります。これらの施設では、北海道と周辺地域の貴重な資料にふれることができます。



モデルプランを検証している 山村高淑（やまむらたかよし）准教授

「今回のツアーではモデルプラン研究プロジェクトで作成したガイドブック（写真右）を利用して、観光学の学生の皆さんにも実際に体験してもらいました。今後、この体験をもとに意見を出し合って、アイヌの人びとがこのようなツアーを展開したり、あるいは教材として活用したりするにはどうしたらよいか、という実践的な検証をしていきます。」（写真右上は、ガイドを務めてくださった原田公久枝さん）



札幌駅前歩行空間を彩る 現代のアイヌ文化

札幌駅前歩行空間では、札幌市在住のアイヌ刺繍作家の皆さんによるタペストリーを見ることができます。そのデザインは、アイヌ民族の伝統的な晴れ着に施された文様をアレンジしたものです。

■ これからのイベント

当センターが主催もしくは共催する6月以降のイベントをご紹介します。皆さまのご参加をお待ちしております。

▶ 公開連続セミナー アイヌを学ぶ3ヶ月

無料・申込必要

講師 当センター専任教員によるオムニバス形式

日時 2012年7月5日～9月27日(8月16日を除く毎週木曜日) 18時30分から

会場 北海道大学

セミナーの科目・内容・申込方法等につきましては、当センターのホームページ(<http://www.cais.hokudai.ac.jp>)をご覧ください。

※ その他の講演会やシンポジウム等も企画検討中です。決まり次第、ホームページにてお知らせします。

■ 1枚のアイヌ絵から



ライデン国立民族学博物館(オランダ)所蔵



国立民族学博物館(日本)所蔵



ライプツィヒ民族学博物館(ドイツ)所蔵

今回ご紹介するのは、オットセイ猟の様子が描かれているアイヌ絵です(写真上)。アイヌの人びとが乗っているのは、イタオマチツという沖に出るための舟で、舷側が高く造られています。舳先や舷側の模様まではっきり描かれていますが、このような模様は、川で用いられる丸木舟にはみられないもので、イタオマチツとしても珍しいのではないかと、思っていました。

しかし、国立民族学博物館にあるイタオマチツの模型にも、舳先や舷側に似たような模様が描かれていました(写真中)。この模型は、フィールドワークで千島を訪れた人類学者の鳥居龍蔵にイタオマチツを説明するため、地元のアイヌが造ったものだといわれています。

舳先や舷側に模様がみられるイタオマチツの資料はこれだけだろう、と思っていたら、その後、ドイツのライプツィヒにおいて、より本格的なイタオマチツの模型の存在が明らかになりました。この模型にも、舳先と舷側に模様が描かれています(写真下)。

このアイヌ絵には、やはりありのままのイタオマチツが描かれていたんですね。

(アイヌ・先住民研究センター特任教授 佐々木利和)

CONTENTS

- センター叢書第2巻の刊行のご案内 1
- これまでのイベント 2
- クローズアップ 6
- これからのイベント 8
- 1枚のアイヌ絵から 8

アイヌ・先住民研究センター ニュースレター 第2号

- 発行日** 2012(平成24)年5月30日
- 編集責任者** 落合研一
- 発行** 北海道大学アイヌ・先住民研究センター
〒060-0808 札幌市北区北8条西6丁目
TEL・FAX: 011-706-2859(代表)
E-mail: ainu@let.hokudai.ac.jp
ホームページ: <http://www.cais.hokudai.ac.jp>